



平成27年9月30日

各報道機関 御中

「男女共同参画の加速のための山梨大学学長行動宣言」発表について

本日（9月30日）、山梨大学は、島田眞路学長が「男女共同参画の加速のための山梨大学学長行動宣言」を発表いたしました。

これは、男女共同参画の加速を大学運営の緊急かつ重要な課題と位置づけ、本学のすべての構成員がその能力を十分に発揮できるよう今後5年間の行動計画として7つの項目を掲げ、本学が担うべき社会的責任を果たすことを目指すものです。

つきましては、本行動宣言について、貴機関の報道においてお取り扱いいただきたく、別紙のとおりご案内申し上げます。

※ 記念講演会を開催しておりますので、お問い合わせは講演会終了後（17時30分目途）にお願いいたします。

※ カラー版を山梨大学HP（HOME > 広報 > プレスリリース）に掲載いたしますので、ご参照ください。
（<http://www.yamanashi.ac.jp/public-relations/>）

<本件に関する問合せ先>

国立大学法人山梨大学

男女共同参画推進室

TEL : 055-220-8350

FAX : 055-220-8351

Mail : conohana@yamanashi.ac.jp

<広報担当>

総務部総務課広報グループ

TEL : 055-220-8006

男女共同参画の加速のための山梨大学学長行動宣言

山梨大学は、男女共同参画の加速を大学運営の緊急かつ重要な課題と位置づける。本学はこれまでも男女共同参画を実践しうる優れた人材を育成し社会に送り出し続けることを旨とし、本学に集うすべての構成員が、その個性と能力を十分に発揮できる大学とするよう努めてきた。

第3期中期目標中期計画期間において、本学が担うべき社会的責任を果たし、さらなる飛躍を目指すため、「山梨大学憲章」に基づき、ここに3つの基本方針の下、今後5年間の行動計画として7項目を掲げる。

3つの基本方針

1. 国立大学法人である本学が果たすべき役割の重要性を自覚し、男女共同参画社会基本法の基本理念を深く理解し、その理念のもとに行動し、その成果を学内外に発信する。
2. 本学が男女共同参画社会に相応しい環境となるよう、就業や修学を両立できる環境を整備し、個人としてそれぞれの個性や能力を十分に発揮できる機会を確保するとともに、そのための意識啓発を行う。
3. 男女を問わず、我が国の将来を担う高度専門人材の育成に積極的に貢献するとともに、志願者の裾野を拡げる活動に取り組む。

7つの行動計画

1. 本学のすべての構成員が、年齢性別等を問わず、仕事や学業と生活との両立を図ることができるよう、両立を支援し、環境を整備する。また、妊娠・出産・子育て・介護と教育・研究活動との両立、ハラスメントや人間関係等の男女共同参画をめぐる諸問題の相談窓口を設置し、関連制度等の周知を進める。
2. 意思決定過程への女性の参画を推進する。平成28(2016)年4月から新たに女性役員を置くとともに、女性管理職比率を11%に引き上げる。「能力同等なら女性優先」の方針のもと、引き続き女性研究者を積極的に採用・養成し、平成32(2020)年までに、教授は12.5%に、准教授・講師は20%に増やすことを目指すとともに、学内および学会・社会のリーダーとして飛躍できるような支援・登用制度を整備する。
3. 国際的観点に基づいて学内の男女共同参画を推進し、優秀な人材を確保する。グローバルな研究・教育体制に相応しい、外国人研究者・留学生を対象とした様々な両立支援策を講じる。
4. 「地域の知の拠点」として地域の男女共同参画の取組への波及を図る。県内の大学、行政機関、企業等との連携を進め、ウェブサイト等による地域への広報活動を積極的に行う。
5. 将来の学術研究を担う女性研究者の育成等に資するため、新たに「山梨大学男女共同参画学術研究奨励賞」を創設し、優れた研究成果を挙げた本学の女性研究者又は研究チームを顕彰する。男女共同参画シンポジウムを毎年開催し、受賞者の表彰式や受賞講演を実施する。
6. 女子学生のみならず、卒業生あるいは修了生に対しても女性キャリア向上のための支援を継続する体制を整える。また男女共同参画推進のための関連科目を積極的に開講し、将来のキャリアを考えるワークショップ、キャリアガイダンス等を実施し、男女共同参画社会の推進力となる若手人材を育成する。さらに、女子中高生に対して、本学の取り組みを伝えるとともに、理工系の研究体験を提供するイベント等を毎年実施する。
7. 男女共同参画推進室の継続的な拡充整備を図り、男女共同参画活動の恒常的支援体制を構築する。男女共同参画推進本部において、大学全体及び学域ごとの男女共同参画の現状について毎年自己評価を行い、その結果を広く公表する。

平成27(2015)年9月30日
国立大学法人山梨大学
学長 島田 眞路

本宣言の背景とねらい ～補足説明として

我が国において、男女の性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現は、重要な課題である。平成11（1999）年に男女共同参画社会基本法が制定され、「男女の人権の尊重、社会における制度または慣行についての配慮、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会の確保、家庭生活における役割と家庭以外の活動の両立などが実現される社会」実現に向け、社会のあらゆる分野で積極的な取組が期待されている。

「山梨大学憲章」において、本学は「個人の尊厳を重んじ、真理の追究と学問の自由を大切に、多様な文化や価値観を積極的に受け入れ」、「社会の要求に応えつつ、広い知識と深い専門性を追求し、地域の中核となり、世界の平和と人類の福祉に貢献できる人材を養成する場となる」ことを表明している。

この実現のため「多様な教職員の確保に係る本学の人事方針」（平成23（2011）年制定）に基づき、「公正に行う選考・評価に基づく女性教職員の積極的な採用・昇任」、「年齢にかかわらず教職員が個人の能力を発揮できる機会の確保」、「外国人教職員の積極的な採用」、「女性教職員に配慮した働きやすい職場環境の整備」を掲げ、性別、年齢、国籍にかかわらず優れた人材が活かされるよう、採用・昇任等を行うとともに、働きやすい環境整備に努めてきた。平成24（2012）年からは、文部科学省科学技術人材育成費補助金「女性研究者研究活動支援事業」の採択を受け、「女性研究者支援室」を中心に「咲くやCoの花プロジェクト」として「出産、子育てや介護等の様々なライフステージにある女性研究者へのオンデマンド型支援をはじめとする種々の活動を展開してきた。

さらに、平成27（2015）年1月に設置した「男女共同参画推進室」は、「女性研究者支援室」の活動をベースに、職員の誰もが働きやすく、学生の誰もが学びやすい環境の整備を進めており、平成28（2016）年度からの第3期中期目標・中期計画期間に向け、「優秀な若手・外国人・女性教員など、多様な教員構成の実現により教育研究活動を活性化する」ための取り組みを強化することを目指している。

本学において、男女を問わず多様な人材が、意欲をもって、多様な価値観と自由な発想を源泉とする学術文化の展開に取り組み、その能力を遺憾なく発揮できる環境整備はまだ途上にあり、あらゆる面で男女共同参画をさらに加速することが求められている。

以上のことから、本学は、男女共同参画の加速を大学運営の緊急かつ重要な課題と位置づけ、本学のすべての構成員がその能力を十分に発揮できるよう今後5年間の行動計画を策定することにより、本学が担うべき社会的責任を果たすことを目指すものである。